

本報告書の利用にあたっては、プライバシーに配慮した取扱いをお願いします。

児童虐待による死亡事例等検証報告書

(平成21年10月 生後7か月児死亡事例)

平成22年6月

福岡市児童福祉審議会権利擁護等専門部会

目 次

1	検証の目的	1
2	検証の方法	1
3	本事例の概要	1
4	家庭の状況	1
5	事例の経過（福岡市における関与）	2
6	調査による事実関係	2
7	本事例の分析	3
8	提言（今後の課題）	3

（参考資料）

ア	児童相談所における相談体制	4
イ	区役所保健福祉センターにおける相談体制	4
ウ	検証体制等	6

1 検証の目的

平成20年4月改正の「児童虐待の防止等に関する法律」により、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、国・地方公共団体双方に分析の責務が規定されている（児童虐待防止法第4条第5項）。

児童虐待死亡等事例を検証することにより、児童虐待の発生防止、早期発見、早期対処の体制等を充実、強化することを目的とする。

2 検証の方法

本市における検証組織として、児童福祉審議会に「権利擁護等専門部会」を設置している。

平成20年3月14日の厚生労働省局長通知「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」に基づき、専門部会は、児童虐待死亡事例等が発生した場合、事実の把握、発生原因の分析等、検証を行い、必要な再発防止策を検討する。具体的には、事務局からの事例に関する情報提供とともに、必要に応じて関係者からヒヤリング等を行い、情報の収集及び整理をもとに事実関係を明らかにし、発生原因の分析等を行う。さらに、分析結果に基づき、①スタッフ、組織などの体制面の課題 ②対応・支援のあり方など運営面の課題、等を明らかにし、再発防止に必要な提言を行うこととしている。

なお、本検証は、特定の組織や個人の責任の有無を追及するものではなく、また、プライバシー保護の観点から、会議は非公開とするが、審議の概要及び提言を含む報告書は市内各関係機関、国(厚生労働省)等に公表することとしている。

3 本事例の概要

平成21年10月9日午後8時22分頃、生後7か月男児の容体の異変に気付いた両親から救急車の要請。救急隊到着時は心肺停止状態、病院に搬送されたが蘇生せず死亡。幼児は全身に皮膚疾患があり、低体重、低栄養状態であった。

県警は、平成22年1月13日に父・母を殺人容疑逮捕。調べに対し「宗教団体の教えに従った治療法で自然に治癒すると信じていた」と供述している。同年1月14日、県警が宗教法人本部を家宅搜索。同年2月4日、父・母を保護責任者遺棄致死罪で起訴。

4 家庭の状況

親子3人世帯（年齢は事件当時）

父	32歳	宗教法人職員
母	30歳	宗教法人職員
本児	7か月	

5 事例の経過（福岡市における関与）

平成20年8月	A保健所に妊娠届書の提出があり、母子健康手帳を交付
平成21年2月	市外助産院にて出生
5月14日	民生委員が「すこやか赤ちゃん訪問」で訪問。本児が泣いているからと母は出て来ず、インターホン越しの会話。
5月20日	4か月児健診案内通知書送付（6月24日未受診）
7月9日	受診勧奨はがき送付（7月29日未受診）
9月10日	未受診のため保健師が家庭訪問するが不在。乳幼児用の洗濯物が干されている。訪問及び相談に乗るので連絡を依頼するメモを残す。
10月9日	本児が救急搬送、死亡。

6 調査による事実関係

- (1) 両親はともに宗教法人の職員であり、同宗教の信者である。
同宗教では、同宗教の明主が創始した自然健康法（浄霊）と農薬・肥料を一切使用しない自然農法を提唱している。自然食の摂取や自然健康法（浄霊）による病気治療を重要視し、結果的に西洋医学に否定的である。
両親は、警察の調べに対して「宗教団体の教えに従った治療法で自然に治癒すると信じていた」と話している。
- (2) 母親は市外の助産院で本児を出産するとともに、同じ助産院で1か月健診を受けている。出産時及び1か月時の健康チェックでは本児に特に異常は無く、親子関係も良好で愛着形成に問題は無かった。
- (3) 本市が実施している赤ちゃん訪問事業で、民生委員が当該家庭を訪問したが、本児とは会えずインターホン越しの会話となった。
- (4) 4か月児健診は未受診である。再度の案内に対しても受診は無かったので、保健師が家庭訪問したが、不在で会えなかった。保健師が訪問及び相談に乗る旨のメモを残すも連絡は無かった。
- (5) 本児に係る養育相談や虐待相談はこども総合相談センターなど本市の相談機関は受けていない。また、近隣等から本児にかかる虐待通告は寄せられていない。
- (6) 直接の死因と間接的な要因について
 - ① 直接の死因は、低栄養状態を背景にアトピー性の皮膚病変から黄色ブドウ球菌感染による皮膚炎による敗血症。細菌による気管支肺炎を併発したもの。
 - ② 体重については、出生時約3,300g、1か月時4,652gまでは順調に成育し、死亡時（生後7か月）の体重は4,300gであった。「飲食させていない」「飲食していない」ではなく「飲食する力がなくなっていた」と考えられる。

- ③ 身体的外傷なし。全身の皮膚に広汎なびらんと頭部に褥瘡と思われる真皮の欠損あり。適切な治療を行えば、致命的な重症疾患に至らなかったと考えられる。

7 本事例の分析

- (1) 本児は出産時及び1か月時点では特に異常は無かったと思われるが、アトピー性皮膚炎、気管支肺炎に罹患しており、全身の皮膚に広範なびらんと頭部に褥瘡と思われる真皮の欠損があったことおよび死亡時の低体重等から、死亡するかなり前からアトピー性皮膚炎等の治療を要する状態にあったことが推察できる。
- (2) 両親は本児の健康状態が不良であるにもかかわらず、医療機関に一度も受診しておらず、適切な治療を行えば、死に至ることはなく、医療ネグレクトによる死亡であると考えられる。

8 提言（今後の課題）

本事例については、現時点では未だ判然としない点があるが、当専門部会の目的は、児童虐待の再発防止策を検討することにあるので、現時点で判明したことを踏まえ、福岡市に対して次のとおり予防的措置を含めた再発防止策を提言する。

(1) 乳幼児の状況確認ができない時の対応

本事例では、4か月健診は未受診で、家庭訪問をした保健師も本児に会っていない。援助を求めない保護者に対してどのように関わるか、乳幼児健診の未受診者フォローの観点と併せて検討されたい。

例えば、本事例のように、乳幼児健診や母子保健事業において、乳幼児の状況把握を3回試みても、状況を把握できなかった場合には、児童相談所に虐待通告するといった仕組みも含め検討する必要がある。

(2) 関係機関の連携強化

区役所保健福祉センターでは、乳幼児健診と保健師の訪問を保健所部門が担当し、虐待ケースの情報の集約と管理・調整を福祉部門が担当しているが、今後、関係機関の更なる連携強化に向け虐待リスク要因と思われる情報の共有を図るとともに情報を有効に活用していく仕組みを検討する必要がある。

(参考資料)

ア 児童相談所における相談体制

児童相談所は、こども未来局こども総合相談センターこども支援課、こども相談課及びこども緊急支援課をもって構成し、主な担当は次のとおり。

こども総合相談センター

- こども支援課
 - ・養護相談（保護者の病気、家出、放任、虐待等）
 - ・非行相談（家出、不良交友、窃盗、暴行傷害等）
 - ・障がい相談（精神遅滞、肢体不自由等障がいに関する相談）
 - ・育成相談（落ち着きがない、わがまま、家庭内暴力、しつけ等）
- こども相談課
 - ・センターの相談窓口（24時間電話相談）
 - ・虐待相談における親と子の養育支援事業
 - ・一時保護所の運営
 - ・児童の心理診断・心理ケア
 - ・福祉施策に関する判定業務
- こども緊急支援課
 - ・児童虐待防止事業の推進（法的対応機能強化事業、育児支援家庭訪問事業）
 - ・児童虐待の初期介入と調査
 - ・関係機関とのネットワークの強化

イ 区役所保健福祉センターにおける相談体制

福祉事務所は、区役所保健福祉センター福祉・介護保険課、子育て支援課及び保護課をもって構成し、保健所は、区役所保健福祉センター健康課、地域保健福祉課及び衛生課をもって構成する。こどもと母親、妊産婦等に関する福祉、保健事業は次のとおり。

福祉事務所

- 福祉・介護保険課
 - 身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・障害者自立支援法関係事務、援護事務
- 子育て支援課
 - ・保育所入退所
 - ・各種手当の支給（子ども手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当(障がい児)、災害遺児手当、第三子優遇事業)
 - ・子育て相談（育児、しつけ等）
 - ・児童虐待の防止等に関すること
 - ・母子家庭等自立支援
 - （子どもの虐待に関する相談、児童相談、区要保護児童支援地域協議会運営、すこやか赤ちゃん訪問事業、子どもプラザの運営管理等）

[家庭児童相談室（こども相談係）]

専門の相談員が児童の養育など家庭内のさまざまな問題についての相談を受け、支援を行う。

相談内容

- 1 児童の家庭での養育や生活上の問題、虐待などの相談
- 2 児童福祉施設（児童養護施設、母子生活支援施設、助産施設等）への入所のための相談
- 3 ひとり親家庭、寡婦家庭の生活や自立のための相談

保 健 所

○健康課

- ・母性及び乳幼児の保健に関すること。

（母子訪問指導、マタニティスクール、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、離乳食教室、予防接種、妊産婦・乳幼児の家庭訪問、医療の公費負担制度（養育、育成、小児慢性特定疾患等の医療給付）

- ・精神保健福祉に関すること。

○地域保健福祉課

- ・保健及び福祉に関する相談に関すること（子育て支援課所管を除く。）。
- ・訪問指導に関すること。

（母子訪問指導、母子巡回健康相談、妊産婦・乳幼児の家庭訪問、地域での育児講座、子育てサロン・サークルへの支援等

ウ 検証体制等

福岡市児童福祉審議会権利擁護等専門部会

【所管事項】

- (1) 児童虐待による死亡事例等の検証に関すること
死亡事例等が発生した場合に検証について市長からの諮問を受け、検証結果について答申を行う。
- (2) 児童養護施設等入所児童の権利擁護に関すること
児童養護施設等における入所児童の権利擁護について、入所児童及び保護者等から寄せられた相談、通告に係る報告及び児童養護施設等の第三者評価の報告等を市から受け、必要に応じて専門的な意見を述べ、助言を行う。

【委員】

(50音順)

安部 計彦	西南学院大学准教授（人間科学部社会福祉学科）
田中 里美	福岡県弁護士会代表
○ 針塚 進	九州大学大学院教授（人間環境学研究院）
平田 伸子	九州大学大学院教授（医学研究院保健学部門）
山口 昌子	福岡市民生委員児童委員協議会副会長
山下 洋	九州大学病院特任講師（精神科）

○ 部会長

平成21年10月児童虐待死亡事例の検証

平成21年度第3回 事実確認及び検証協議（平成22年2月16日）

- (1) 事実確認に関する資料の説明
- (2) 母子保健体制の概要
- (3) 検証協議

（追加資料の収集調査）

平成22年度第1回 検証報告書素案の検討協議（平成22年4月21日）

- (1) 事実確認に関する追加資料の説明
- (2) 分析及び検証協議
- (3) 虐待防止策について
- (4) 検証報告書の作成について

平成22年度第2回 検証報告書（案）協議（平成22年6月18日）

福岡市こども未来局こども部こども家庭課

〒810-8620

福岡市中央区天神1-8-1

TEL 092-711-4238 (直通)

FAX 092-733-5534

E-mail:k-katei.CB@city.fukuoka.lg.jp